



# 2020年度夏季手当を要求!

## 基準内賃金の 2.8ヶ月分 6月30日までに支払うこと

### 申第10号「2020年度夏季手当の支払いに関する申し入れ」5月20日

わが社の経営状況は2019年度期末決算において、昨年10月の台風19号や、本年2月からは新型コロナウイルスによる甚大な影響により、単体、連結ともに減収減益となり、営業収益・運輸収入は8期ぶりの減収、加えて物件費の増大、台風19号に係る特別損失の計上などにより全ての利益が減益となった。また、2021年3月期の業績見通しも未定とされた。新型コロナウイルスに関しては、4月に発出された緊急事態宣言が一部解除や緩和されているものの、世界的な流行は、なおも拡大し続け、今後もグループ会社を含め当社の経営に大きな影響を及ぼすことは避けられない状況となっている。

しかし、私たち組合員は、台風19号の影響による甚大な被害をグループ会社と一体となり、各線区の早期復旧に努め、また、新型コロナウイルス感染症が広がるなか、社会的インフラ、公共交通機関としての足を守るべく、社員一人ひとりが感染防止対策を徹底し、安全・安定輸送およびサービス品質の確保に努めている。未だ、出口が見えない状況下ではあるが、夏季手当については、多くの生活給の一部となっていること、そして、グループ経営ビジョン『変革2027』のもと、様々なチャレンジを続け、持続的成長を目指し、「信頼」を高めるとともに、「心豊かな生活」の実現、「社員・家族の幸福」の実現のひとつの形としての「2020年度夏季手当」を以下の通り申し入れた。

- 1 2020年度夏季手当は、基準内賃金の2.8ヶ月を6月30日までに支払うこと。
- 2 安全・サービス・人材育成に関して更なる投資を行なうこと。
- 3 成績率の適用については、公平・公正に行うこと。